

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免該当簡易チェックシート

※当てはまる項目をチェックしてください。

※「主たる生計維持者」は「国民健康保険における世帯主」です。

1 主たる生計維持者のり患による場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った。
- (2) 上記(1)について、診断書を提出できる。

→(1)・(2)が両方当てはまる→減免申請へ

2 主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合

※事業収入等とは、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかです。

※令和2年2月1日以降に離職・廃業・収入の減少があった場合が対象です。

- (1) 平成31年1月～令和元年12月までの収入について、確定申告等で所得の申告を済ませている。
※令和2年1月2日以降に春日市に転入された場合は、確定申告の控えや所得証明書をご用意ください。
- (2) 平成31年1月～令和元年12月までの主たる生計維持者の所得の合計額が1000万円以下である。
- (3) 減少額は前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である。
※令和2年1月1日以降の帳簿や給与明細書等の資料をご用意ください。
※減少額は、保険金・損害賠償等により補填されるべき金額を除きます。
※国や都道府県から支給される各種給付金については減少額の計算に含めません。
※減少した事業収入等の前年所得が0円または損失申告である場合、算定される減免額が0円となります。
- (4) 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。
- (5) 収入減少が失業による場合で、非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減を受けられない。
※雇用保険受給資格者証をご用意ください。
※非自発的失業者に係る軽減に該当する場合は、本減免に優先する別の制度により離職日の属する年度及びその翌年度まで軽減を受けることが出来ます。
別途申請手続きをお願いします。

→(1)～(5)が全て当てはまる→減免申請へ

【お問い合わせ先】 春日市 国保医療課 国保担当 TEL 092-584-1111

【提出書類】

共通

- 申請者本人確認書類の写し(写真付き1点または写真なし2点)
- 世帯主からの委任状(世帯主が来庁出来ない場合のみ)

主たる生計維持者のり患による場合

- ①減免申請書
- ②診断書等

主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合

- ①減免申請書
- ②減収状況報告書
- ③同意書

以下は当てはまる場合のみ

- ④【令和2年1月2日以降に転入した場合】所得証明書や確定申告の写し等
- ⑤【廃業した場合】廃業届出済証明書
- ⑥【失業した場合】雇用保険受給資格者証
ただし、雇用保険受給資格者証が無い場合は退職証明、離職票等、離職日がわかる書類)
- ⑦【収入減少の場合】収入の減少状況が分かる帳簿や給与明細書等の資料

※書類の提出がない場合は、減免の審査ができません。

【書類の書き方】

①「減免申請書」

該当する状況を○で囲んでください。

②「減収状況報告書」

- (1)の①～⑥及び(2)は、平成31年1月～令和元年12月までの、申告済の金額を、
- (1)の⑦～⑩は、令和2年1月～12月までの、年間の見込額を、それぞれご記入ください。

③「同意書」

国民健康保険税の減免の審査のために、官公署や金融機関等へ調査をすることがあります。

【減免の決定】

- ①申請書類及び添付書類が揃ったら、春日市国民健康保険税条例及び市税減免取扱要綱に基づき、審査を開始します。
- ②申請書類一式を受理してから30日以内に減免の取扱いについて通知します。
- ③申請受理後に、追加で資料の提出や聞取りをお願いする場合があります。
- ④以下に当てはまる場合などに、減免申請が却下されることがあります。
 - ・申請書や添付資料の提出がなく、30日以内に審査できない場合
 - ・非自発的失業にかかる軽減に該当すると判明した場合
 - ・3/10以上減少した事業収入等の前年所得が0円または損失申告である場合
 - ・春日市国民健康保険税条例及び市税減免取扱要綱に定める要件を満たさない場合